

一般社団法人 坂井地区医師会デイサービスセンター

運 営 規 程

平成12年 4月28日制定
令和 6年10月18日改定

(事業の目的)

第1条 一般社団法人坂井地区医師会が開設するデイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という）が行なう指定通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が在宅の要介護状態又は要支援状態等となった高齢者に対し、適正な指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 デイサービスセンターの看護師等は、要支援又は要介護状態等となった利用者の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保を重視した日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の生活の質の向上、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図れるよう援助する。

事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅介護サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 一般社団法人 坂井地区医師会デイサービスセンター
- 二 所在地 福井県あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内）

(利用者定員及び対象者)

第4条 利用者定員及び対象者は次の通りである。

- 一 利用者の定員は、25名とする。
- 二 利用対象者は、あわら市・坂井市内の40歳以上で特定疾病をもつ要介護認定を受けた者及び65歳以上で要介護認定の結果、「要介護」「要支援1・2」と認定された者、「事業対象者」と認められた者を対象とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 デイサービスセンターに勤務する職員の職種・員数・及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者1名(兼務)

: 管理者はデイサービスセンターの従業者の管理及び指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうとともに、従業者に運営等に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。

二 看護職員(看護師及び准看護師)1名以上

: 利用者の健康状態を把握し、各個人にあった援助計画と身の回りの世話を中心とする看護管理業務、利用者の要介護状態の軽減及び悪化の防止又は要介護状態とならないよう必要な援助を行なう。

三 機能訓練指導員1名以上

: 利用者の健康状態を把握し、各個人にあった援助計画 特に利用者の要介護状態の軽減及び悪化の防止又は要介護状態とならないよう、その目標を設定し、利用者の機能訓練を行なう。

四 生活相談員(社会福祉主事及び介護福祉士)1名以上

: 利用者の健康状態を把握し、各個人にあった援助計画と身の回りの世話を中心とする介護業務及び利用者の生活全般にわたる介護・相談指導援助を中心とする業務。並行して利用者の要介護状態の軽減及び悪化の防止又は要介護状態とならないよう、必要な援助を行なう。

五 介護職員3名以上

: 生活全般の介護及び各個人にあったきめ細やかな機能訓練や入浴介助を中心とする業務を行なう。

六 歯科衛生士 必要に応じて雇用し配置

: 利用者の口腔機能を把握し、各個人にあった口腔機能改善管理指導計画を作成して口腔機能の向上を目的とし個別的に実施される口腔清掃の指導・実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行なう。

七 運転業務 必要に応じて雇用し配置

: 利用者の送迎にかかわる運転業務

八 事務職員1名

: 介護報酬請求事務を中心とし、提出書類の作成、施設の備品類の管理・発注など、業務の事務的補佐を行なう。

九 調理補助1名

: 利用者の調理にかかわる補助業務

(営業日及び営業時間)

第6条 デイサービスセンターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。
- 二 休業日 日・祝祭日・8月15日、16日・
12月30日～1月3日
- 三 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- 四 サービス提供時間 午前9時00分～午後4時30分
※ただし、延長サービス9時間以上10時間未満の利用については
相談に応じる。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次の通りとする。

- | | |
|----------|------------------|
| 一 送迎 | 六 日常生活動作訓練 |
| 二 健康チェック | (運動器機能向上・口腔機能向上) |
| 三 入浴介助 | 七 生活指導 |
| 四 養護 | 八 家族介護 |
| 五 昼食 | 九 延長サービス |

(利用料金等)

第8条 指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び「坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業及び第1号通所事業の支給費の額等を定める要綱」によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額、また当該指定介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 次の利用料は、実費とする。

- | | |
|---|----------------|
| 一 食費(食材料費+おやつ代) | 700円 |
| 二 教養娯楽費 | 材料費等50円/日 |
| *当施設では認知症予防の為、様々なレクリエーションや脳の簡単なトレーニング、行楽を実施しており、それに関わる費用。 | |
| *強制ではございません。 | |
| 三 喫茶代 | 11枚綴り喫茶券1,000円 |
| *喫茶の日として飲物提供。希望利用者のみ徴収するものとする。 | |
| 四 キャンセル料 | 食費700円 |
| *当日、朝8時00分までに欠席の連絡がない場合 | |

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)をうけることとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、あわらし・坂井市を主な区域とする。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 サービス提供困難時の対応については、利用者の希望を勘案して丁寧に関他のサービス事業者を紹介し対応する。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 デイサービスセンターは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1～2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 介護の展開に当たっては、利用者はもとより家族も含め安心して毎日の生活が過ごせるよう明るく信頼に結びつく介護の提供に心がける。その為に職場環境もあわせて追求していくものとする。
 - 5 家族介護教室については、年間1～2回程度の研修を実施する。
 - 6 事業所の円滑な運営を図るため、当事業所内に委員会を設置し、諸問題についての十分な協議を行なうものとする。
 - 7 緊急等に備え、当該施設内及び医療機関・家族・その他関係機関等との連携体制を整えておくものとする。
 - 8 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は坂井地区医師会会長・デイサービス部会長と、デイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 9 事業者はサービスの提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保管する。
 - 10 デイサービスセンターは、適切な事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 11 デイサービスセンターは、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第12条 苦情処理の窓口は事業所受付とし、苦情処理マニュアルに基づき、担当者が迅速に対応するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 デイサービスセンターは、利用者に対する指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 デイサービスセンターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 デイサービスセンターは、利用者に対する指定通所介護事業、介護予防・日常生活総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難・救出・災害発生時に必要な訓練を行なう。

- 一 避難災害対策
- 二 避難・救出訓練 年間1～2回
- 2 災害発生時や気象庁から警報が発令された場合には、通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業サービスが予定されていても従業者の到着を待たず、一刻も早く避難するなど、安全策を取ること。
次の各号の一つに該当する時は通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供は行わない。
 - ① 気象庁から気象または地震、津波に関する警報が発令された時。
 - ② 原子力緊急事態宣言発出後に、退避勧告または指示が出た時。
 - ③ 交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時。
 - ④ 事業者が災害に合い、サービスの提供が出来ない時。
 - ⑤ 従業者が災害に合い、サービスの提供が困難になった時。

(虐待防止に関する事項)

第15条 デイサービスセンターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。

- 三 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 デイサービスセンターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 デイサービスセンターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 デイサービスセンターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 デイサービスセンターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第17条 デイサービスセンターは、利用者の使用する施設、食器その他の設備又飲料水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 デイサービスセンターは、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 デイサービスセンターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 デイサービスセンターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 三 デイサービスセンターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

- 第18条 サービスの利用にあたっての留意事項は、以下のとおりである。
- 一 サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員に申し出ること。
 - 二 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方の迷惑にならないようにすること。
 - 三 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所又は当事業所の担当者へ連絡すること。

附則	一	この規程は、平成12年4月28日から施行する。	
		平成13年12月 1日	第4条一 定員変更
			第5条二 機能訓練員増員の改定
		平成14年 9月24日	第5条四 介護職員増員の改定
		平成15年 3月 1日	第8条2 実費内容変更の改定
		平成15年 4月 1日	第5条四 生活指導員増員の改定
		平成18年 4月 1日	介護予防通所介護指定
		平成18年 5月 9日	名称変更
		平成18年 9月 1日	第5条 厨房補助員増員
			第8条2 実費内容変更の改定
		平成19年12月 1日	第5条四 生活相談員の改定
		平成21年 4月 1日	第5条四 生活相談員の改定
			第5条五 介護職員増員の改定
		平成21年 7月 1日	第5条六 歯科衛生士増員の改定
		平成22年 4月 1日	第5条一 管理者変更
			五 介護職員数の改定
		平成23年 4月 1日	第5条五 介護職員数の改定
			第8条2 キャンセル料の改定
		平成24年 2月 1日	第4条一ノ二 土曜日利用者定員数改定
			第5条二 看護職員増員の改定
			第5条五 介護職員増員の改定
			第5条六 歯科衛生士の改定
			第8条2三 実費内容変更
			第5条四 生活相談員増員の改定
		平成24年 4月 1日	第5条二 看護職員の改定
			第5条三 機能訓練指導員の改定
		平成25年 4月 1日	名称変更
			第5条六 歯科衛生士増員の改定
		平成28年 6月 1日	第4条 利用者定員の改定
		平成28年 6月 1日	第5条六 歯科衛生士人員の改定
		平成28年 6月 1日	第5条七 運転業務人員の改定
		平成29年 7月 1日	第5条三 機能訓練指導員の変更
		平成30年 3月31日	第5条四 生活相談員の変更
			介護職員の変更
		平成30年 8月 1日	第8条 利用料金の改定
		平成30年11月20日	第5条四 生活相談員の変更
			介護職員の変更
			第5条三 機能訓練指導員の変更
		令和元年 5月25日	第5条三 機能訓練指導員の変更
		令和元年 5月25日	第5条五 介護職員の変更
			第5条二 看護職員の改定

令和元 年 9 月 1 日	第 5 条一 管理者業務（専従から兼務へ） の変更 第 5 条五 介護職員数の変更 第 5 条八 事務職員増員の改定
令和元 年 9 月 26 日	第 8 条 利用料金（食費）の改定
令和 2 年 1 月 29 日	第 5 条五 介護職員の変更
令和 2 年 3 月 10 日	第 5 条五 介護職員の変更
令和 2 年 7 月 9 日	第 5 条五 介護職員の変更 第 5 条八 事務職員雇用形態の変更 （非常勤から常勤への変更） 第 8 条 2 四 欠席連絡時間の変更
令和 2 年 10 月 1 日	第 5 条五 介護職員の変更 第 5 条六 歯科衛生士（専従から兼務へ） の変更
令和 3 年 4 月 1 日	第 5 条三 機能訓練指導員の変更 第 5 条五 介護職員の変更
令和 4 年 6 月 1 日	第 5 条二 看護職員の変更
令和 4 年 8 月 1 日	第 5 条二 常勤看護職員業務 （専従から兼務へ）及び職務内容の改定 第 5 条三 機能訓練指導員増員及び 職務内容の改定 第 5 条四 生活相談員職務内容の改定
令和 4 年 12 月 1 日	第 8 条 2 一 食費価格の改定 第 8 条 2 四 キャンセル料金の改定
令和 5 年 3 月 1 日	第 5 条 表記変更 第 8 条 2 四 喫茶代条文新設 第 8 条 2 五 号の変更
令和 5 年 4 月 1 日	第 6 条三 条文変更 第 7 条九 号の追加 第 11 条 8、9、10 項の削除 第 11 条 9 項の変更 第 11 条 8、10、11 条文新設 第 13 条 緊急時等における対応方法 条文新設 第 14 条 非常災害対策 条文新設 第 15 条 虐待防止に関する事項条文新設 第 16 条 業務継続計画の策定等条文新設 第 17 条 衛生管理等 条文新設
令和 5 年 10 月 1 日	第 8 条 2 四 喫茶代条文変更

令和6年10月18日	第4条二	利用対象者変更
	第5条一	管理者の職務内容追加
	第6条二	休業日修正
	第6条三	営業時間修正
	第6条四	条文変更
	第8条	条文追加
	第8条2二	オムツ代 条文削除
	第8条2	号の変更
	第14条2	条文変更
	第18条	サービスの利用にあたっての 留意事項 条文新設